

不当表示の禁止と不実証広告について

鶏卵公正取引協議会が運営する「鶏卵の表示に関する公正競争規約及び施行規則」の目的は、「不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保すること」です。（規約第1条）

ここでは規約で禁止されている「不当表示」の例（規約第6条）を見ていきたいと思いません。

規約第6条 事業者は、鶏卵の取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。

（8）鶏卵に病気の予防等について効能または効果があるように誤認されるおそれがある表示。

施行規則第5条7（規約第6条第8号関係）「○○病の予防効果が高い」「病気が治る」等

健康増進法第65条第1項には「何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣令で定める事項（（中略）健康保持増進効果という。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない」と定められていて、虚偽誇大広告が不当表示として禁止されています。

「食品として販売に供する物」とは、食品として販売される無承認無許可医薬品や、生鮮食品等明らかに医薬品医療機器等法（旧薬事法）の対象とならない食品も含まれ、健康増進法第65条第1項の対象になるとされています。

これは、ある食品について、健康の保持増進等が必ずしも実証されていないにも拘わらず、その効果を期待させる虚偽誇大表示を信じた国民が適切な医療機会を逸してしまう等、健康に重大な支障を起す可能性があり、それを防ぐためとされています。

「健康の保持増進効果」とは、健康状態の改善又は健康状態の維持効果であり、具体的には、例えば、次のようなものです。（内閣府令で定める事項は省略）

（ア）疾病の治療又は予防を目的とする効果

（例）「○○病の人に」「末期がんが治る」「生活習慣病予防」「骨粗しょう症予防」「アレルギー症状を改善する」「便秘改善」など

（イ）身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果

（例）「疲労回復」「体力増強」「食欲増進」「老化防止」「免疫力の向上」「集中力を高める」「脂肪燃焼を促進！」など

（ウ）特定の保健の用途に適する旨の効果

健康の維持、増進に役立つ又は適する旨の表現であって、例えば次のようなものが該当

します。

a:容易に測定可能な体調の指標の維持に適する又は改善に役立つ旨

b:身体の生理機能、組織機能の良好な維持に適する又は改善に役立つ旨

c:身体の状況を本人が自覚でき、一時的であって継続的、慢性的でない体調の変化改善に役立つ旨

d:疾病リスクの低減に資する旨（医学的、栄養学的に広く確立されているもの）

（例）「本品はおなかの調子を整えます」「この製品は血圧が高めの方に適する」「コレステロールの吸収を抑える」「食後の血中中性脂肪の上昇を抑える」「本品には〇〇（成分名）が含まれます。〇〇（成分名）には食事の脂肪や糖分の吸収を抑える機能があることが報告されています」

(エ)栄養成分の効果

（例）「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」

また、優良誤認表示の疑いがある場合、消費者庁はその表示を行った事業者に対して、その表示の裏付けとなる合理的な根拠となる資料の提出を求めることができます。資料の提出を求められた事業者が資料を提出しない場合や提出された資料が、表示の裏付けとなる合理的根拠と認められない場合は、その表示は不当表示（優良誤認）と見なされ、措置命令が出されることも考えられます。（これを不実証広告規制と言います。）

一般的に科学的根拠があるとされる文献は、学会発表や書籍に掲載されたものでは不十分で、少なくとも査読のある学術学会誌に掲載された学術論文であるとされています。

（更に科学的根拠を高めるには、コホート研究（※1）やメタアナリシス（※2）による必要があるとされています）（※1、※2に関しては本記事では解説を省略します）

表示を行う際は、食品表示法、食品衛生法、薬機法、健康増進法、景品表示法の視点から「食品」の説明として適切かどうかを慎重に確認する必要があります。

【出典】

■ 消費者庁「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/extravagant_advertisement/pdf/extravagant_advertisement_200331_0001.pdf

■ 東京都福祉保健局「誇大表示の禁止（健康増進法第65条第1項）」

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/hyouji/shokuhyouhou_eiyoubu_kodai.html

【参考：表示基準がある場合の表示の方法】

1. 栄養機能食品の場合（機能を表示できる）

規格基準に適合すれば、許可申請や届け出は不要です。

表示例（抜粋）：

栄養機能食品（ビタミンE）

ビタミンEは、抗酸化作用により、体内の脂質を酸化から守り、細胞の健康維持を助ける栄養素です。

摂取する上での注意事項：本品は多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。1日の摂取目安量を守ってください。

本品は、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

2. 機能性表示食品の場合（機能を表示できる）

安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、食品関係事業者の責任において、疾病に罹患していない者（未成年者、妊産婦（妊娠を計画している者を含む。）及び授乳婦を除く。）に対し、機能性関与成分によって健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的（疾病のリスクの低減に係るものを除く。）が期待できる旨を容器包装に表示する食品。

機能性表示食品は必要な事項を販売日の60日前までに消費者庁長官へ届出を行う必要があります。

表示例（抜粋）：

機能性表示食品 届出番号〇〇〇

EPA・DHAが中性脂肪を下げる。

届出表示：本品には、EPA・DHAが含まれます。EPA・DHAには中性脂肪値を下げる機能のあることが報告されています。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

本品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではありません。

疾病に罹患している方は医師、医薬品を服用されている方は医師、薬剤師に相談した上で摂取する必要があります。

体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」

3. 栄養強化卵の場合（機能は表示できない）

可食部100g当たりの栄養素が普通卵に対して、鶏卵公正競争規約基準を満たしている場合、表示できます。普通卵との比較が必要。届け出等は不要です。

【お問い合わせ】

鶏卵公正取引協議会 事務局

E-mail : teritama@jpa.or.jp Tel : 03-3297-5516 Fax : 03-3297-5519